

議案第18号

総社市高梁川出水災害危険区域に関する条例の制定について

総社市高梁川出水災害危険区域に関する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月28日提出

総社市長 片岡聰一

提案理由

災害危険区域を指定し、区域内における居室を有する建築物の建築を制限することにより、高梁川流域における住民の安全を確保するため、必要な事項を定めようとするものである。



# 総社市条例第　　号

## 総社市高梁川出水災害危険区域に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、同条に規定する災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物（居室を有するものに限る。以下同じ。）の建築の制限に関し、必要な事項を定めることにより、地域住民の安全を確保することを目的とする。

### (災害危険区域の指定)

第2条 市長は、一級河川高梁川水系高梁川（以下「高梁川」という。）の出水による危険の著しい区域を、災害危険区域として指定するものとする。

- 2 市長は、災害危険区域を指定しようとするときは、当該区域を告示するとともに、その内容を記載した図書を、一般の縦覧に供しなければならない。
- 3 災害危険区域の指定は、前項に規定する告示により、その効力を生ずるものとする。
- 4 前2項の規定は、災害危険区域の指定の変更又は解除について準用する。

### (建築物の建築の制限等)

第3条 災害危険区域内において建築することができる建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物であつて、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の認定を受けたものでなければならない。

- (1) 建築制限基準高（平成30年7月豪雨による高梁川の洪水と同等の規模の出水による人家等浸水被害を防止するため、河川管理者が整備する堤防高を踏まえ、市長が定める高さをいう。次号において同じ。）より上の部分に地盤面を有する建築物
- (2) 法第2条第5号に規定する主要構造部（屋根及び階段を除く。）の建築制限基準高より下の部分が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建築物であり、かつ、建築制限基準高より下の部分に居室を有しない建築物
- (3) 法第85条第2項に規定する応急仮設建築物又は仮設建築物である建築物

### (違反建築物に対する措置)

第4条 市長は、この条例に違反した建築物の建築主に対し、違反を是正するための勧告をすることができる。

### (その他)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

